

総 括 調 査 票

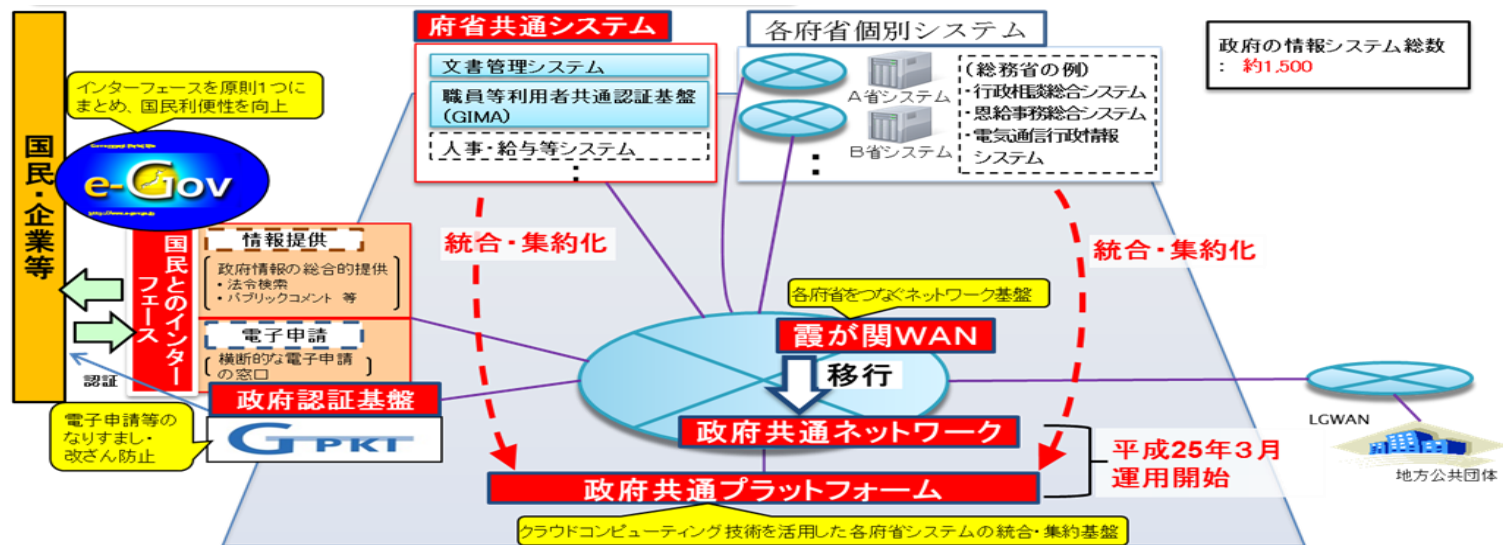
事案名	(6) 電子政府の推進に必要な経費（情報システム関連）			調査対象 予算額	平成 26 年度： 8,381 百万円の内数 平成 25 年度： 10,871 百万円の内数		
所管	総務省	組織	総務本省	会計	一般会計	調査区分	本省調査
						取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

事案の概要

電子政府については、行政分野への ICT の活用とこれに併せた業務等の見直しにより、行政の合理化、効率化及び透明性の向上や国民の利便性の向上を図ることを目的として、行政手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化、情報セキュリティ対策の推進等に政府全体として取り組んでいるところ。

総務省においては、政府 CIO と協力し、電子政府に関する各府省の施策の統一性・総合性確保と積極的推進のための企画・立案・調整を行うと共に、電子政府の総合窓口（e-Gov）、文書管理システム等の政府共通システムの整備・管理等を実施している。



総 括 調 査 票

事案名 (6) 電子政府の推進に必要な経費（情報システム関連）

②調査の視点

1. 調達において十分な競争性が確保されているか。

2. 一者応札となった要因分析・改善方策。

③調査結果及びその分析

1. 平成24年度及び平成25年度において総務省が行った情報システム関連の調達（予定価格が100万円以上のもの）について、契約方式別に落札率を調査したところ、結果は以下の通り。

(表1) 平成24年度及び平成25年度調達実績（落札率は平均）

	平成24年度		平成25年度		平成24・25年度合計	
	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率
最低価格落札方式	19	89.3%	19	83.4%	38	86.3%
うち一者応札	8	94.0%	5	93.7%	13	93.9%
総合評価落札方式	6	98.3%	7	91.3%	13	93.9%
うち一者応札	6	98.3%	3	92.7%	9	96.4%
随意契約等	14	99.1%	11	97.1%	25	98.2%

24年度、25年度いずれの年度も、最低価格落札方式が最も落札率が低く（86.3%）、随意契約が最も落札率が高く（98.2%）になっていた。
入札が行われた51件のうち一者応札は22件と高い割合（43%）を占め、2か年の平均落札率は94.9%であり、複数者応札の83.2%と比べて高い数値となっていた。

2. 一者応札の要因を分析するため、入札説明会に参加した企業等に対して、入札に参加しなかった理由等についてアンケート調査を実施。
46社、延べ100件に対しアンケートを依頼したところ、67件（回答率67%）の回答があり、その概要は以下の通り。

(表2) アンケート結果（入札に参加しなかった理由）

	件数	割合
受注見込がない又は履行ができない	30	40%
必要な技術者を集められない	20	27%
求められる実績要件又は資格要件が厳しい	10	13%
公告等の期間が短い	4	5%
発注ロットが大きすぎる	1	1%
その他	10	13%
計	75	

「受注見込がない又は履行ができない」、「必要な技術者を集められない」との要因が合わせて67%と大宗を占めているが、このことは、一者応札となる要因が必ずしも発注者側（省庁側）のみに起因するものではないことを示していると考えられる。

しかしながら、「受注見込がない」等と回答した場合であっても、具体的な記述において、
・システムが特定ベンダの製品・技術に縛られているため、競争阻害の要因となっている。
・調達範囲が広範囲に渡り、大規模プロジェクトの実績を要件として求められ、結果的に大手しか入札に参加できない。支障のない範囲で分割発注等できれば望ましい。
といった意見もあることから、発注者側にも問題があると考えられる。

上記の外、具体的な指摘・要望として、
・仕様書を閲覧する限り、発注者側の求める業務内容を完全に把握することができなかった。
・ISOやプライバシーマーク等の事業者の資格要件をできるだけ緩和してほしい。
・公告日数が短い案件の場合、参加可否を十分に検討できないため、日数を長めに設定してほしい。
・発注者自身で技術標準を作成し、積極的なガバナンスを効かせてほしい。
・入札参加を検討する機会向上のため、他省で実施しているメールマガジンサービスの導入を希望。
といった意見が寄せられた。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 左の調査結果を踏まえると、相対的に落札率の高くなっている、総合評価落札方式、随意契約等については、より競争性の高い落札方式への移行を検討する必要があると考えられる。

また、一者応札については、予算の効率的執行の観点からも好ましくなく、より競争性を高めるための取り組みが不可欠である。

2. アンケート意見等を踏まえ、今後の発注に当たっては、特定ベンダを指定しているかのような仕様とすることは厳に慎まなければならない。そのためには、発注者自身の能力向上とともに、特定ベンダに偏らないよう、中立的な仕様書の作成に努めることが求められる。また、受注者側に求めている各種要件等については、過剰なものとなっていないかについて、より競争性を高める観点からの慎重な検討が必要である。さらに、合理的な調達単位の設定、十分な公告期間の確保等、実質的な競争性を確保するための様々な改善方策についてさらに詳細に検討し、取り組むことが必要である。